

仕 様 書

門 真 市 ま ち づ く り 部 道 路 公 園 課

工 事 名：道路・水路施設等維持補修工事

工事場所：門真市内一円

工 期：令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

1. 適用範囲

本仕様書は、門真市が発注する道路・水路施設等維持補修工事に適用する。本工事の施工にあたっては、別に定める大阪府土木工事共通仕様書及び大阪府土木請負工事必携に基づくものとする。

2. 一般事項

施工計画書は、契約締結日から15日以内に提出し、承認を受けること。

3. 発注の指令

発注者は、工事を指示する必要が生じた場合は、受注者に対して発注書にて受注者に通知するものとする。

発注書にて指示された施工内容の契約代金は、契約単価に当該発注書記載のそれぞれの数量を乗じて得た額の合計とする。

発注書の数量は、発注者があらかじめ想定した予定量であって、発注者の都合により増減することがある。

4. 提出書類

受注者は、工事完了後、出来高図書を2週間以内に提出すること。なお、出来高図書は次のとおりとする。

- (1)数量計算書
- (2)出来高図及び工事写真
- (3)建設系廃棄物マニフェスト

5. 工事写真

工事写真についてはデジタルカメラで撮影し、写真の不可視部分についての出来形は、監督員の指示に従うこと。また、監督員から請求があった場合は直ちに提出しなければならない。

6. 事前調査

受注者は、工事着工に先立ち、地下埋設物調査や道路の使用状況等工事に必要な調査を綿密に行い、調査結果を監督員に報告しなければならない。

施設管理者との協議が必要な場合は、受注者が責任をもって行うものとし、協議結果を監督員に報告すること。ただし、受注者では判断ができない場合は、監督員から指示を受けること。

7. 試験掘

上記6の結果、工事に支障となる埋設物等がある場合は、監督員と協議し、施設管理者に通知の上、試験掘を行うこと。

8. 緊急工事

緊急を要する工事については、速やかに施工が可能となるよう常時連絡体制を整え、監督員に緊急連絡先を書面にて提出すること。また、監督員より緊急工事の指示があった場合は、必ずその指示に従い速やかに着手することとし、本復旧までの維持管理及び安全管理は受注者の責任で行うこと。

9. 工事周知

受注者は、工事着手の1週間前までに工事箇所の近隣住民へ口頭及び書面（工事PR文書）にて、工事周知を行わなければならない。なお、周知不足により近隣住民より苦情等があった場合は、工事を中止する等の措置をとり、近隣住民の意向を十分に考慮し、再度周知を行い工事に着手すること。ただし、緊急を要する工事の場合はこの限りではない。

10. 工事中の安全確保

受注者は、道路工事等協議書に基づき工事中の安全確保に努めること。なお、工事中は本協議書の写しを常時携帯すること。

11. 降雨時の作業について

水路敷での作業における工事の中止基準について、以下のいずれかに該当する場合は、工事を中止する。

- ①工事箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合
- ②工事箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

請負人は、局地的な大雨による急激な増水に備えるため、以下の(1)から(6)の措置を講じること。

- (1)現場特性の事前把握
- (2)工事等の中止基準・再開基準の設定
- (3)非常時の迅速な退避経路の確保
- (4)日々の安全管理の徹底
- (5)気象情報サイト等からの細やかな情報取得
- (6)その他、必要な安全対策

12. 建設副産物の搬出

本工事により発生した建設廃棄物（アスファルト殻、コンクリート殻等）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき保管及び運搬を行い、再資源化施設に搬入し、処理数量が確認できる調書（マニフェスト伝票の写し）を提出すること。また、産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業許可書の写し、再資源化施設への経路図、施設の写真及び運搬経路地図を、契約後速やかに提出すること。

13. 個人情報の保護及び管理

受注者は、個人情報の重要性を認識し、工事を実施するための個人情報の利用にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うこと。

14. 環境対策

受注者は、工事の施工に伴い発生する騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染やその他の環境への負荷の低減及び公害防止のために必要な措置を講じなければならない。

15. その他

本仕様書に明記されていない事項で、施工上必要なものについては、監督員と別途協議によるものとする。